

農地法における下限面積について

農地法第3条により農地の売買・貸し借りなどの権利を取得するには、農業委員会の許可が必要となります。この許可を得るためには、許可後の耕作面積が下限面積以上になることが要件の一つとなっており、白石町では下限面積を50アールに設定しています。

この度、農地法の一部が改正され、農地の権利取得にあたっての下限面積要件が廃止されることとなり、令和5年4月1日から施行されます。これに伴い、白石町で設定している下限面積（50アール）も廃止することとなります。

○現行の下限面積

- | | |
|---|--------|
| ・通常の農業者 | 5,000㎡ |
| ・青年等就農計画の認定を受けている者
(白石町認定新規就農者) | 1,000㎡ |
| ・「白石町空き家・空き地バンク」に登録されている
宅地に付随する農地を希望する者 | 1㎡ |

○変更後の下限面積

廃止

なお、農地の権利取得に必要なそのほかの要件は、引き続き継続となります。

【参考】

○農地のすべてを効率的に利用すること。

機械や労働力等を適切に利用するための営農計画をもっていること。

○必要な農作業に常時従事すること。

農地の取得者が、必要な農作業に常時従事（原則年間150日以上）すること。

○周辺の農地利用に支障がないこと。

水利調整に参加しない、無農薬栽培の取り組みが行われている地域で農薬を使用するなどの行為をしないこと。

○一定の面積を経営すること。

農地取得後の農地面積の合計が50a以上であること ← 廃止